



令和4年度 扇ヶ浜キッチンカーマルシェ募集要項

【目的】

田辺扇ヶ浜海水浴場の開設期間において、キッチンカー等を誘致することにより、来訪者の満足度向上を図るとともに、扇ヶ浜エリアひいては市街地の賑わいを創出する。

【日時】

令和4年7月17日（日）、7月18日（月・祝）、

8月12日（金）、8月21日（日）

営業時間は各日10：00～20：00

※天候等の理由により、海水浴場が臨時休業となる場合があります。

【場所】

田辺扇ヶ浜海水浴場 多目的広場

※海の家、ビーチハウスから離れた場所となりますので、ご注意ください。

【環境】 ※レイアウトは予告なく変更する場合があります。

別紙レイアウト案参照 1区画：約21㎡（7m×3m）

設備：電源・水道なし、公衆トイレまで300m

駐車場：臨時駐車場から搬入搬出

来場者数：令和元年度 63,551人、平成30年度 77,458人（7～8月の2ヶ月間）

【募集対象】

以下、①～⑦の全てを満たす者

- ①キッチンカー等の移動販売車を用いて、搬入・販売・撤収などを自力で行える者
- ②田辺市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証（移動販売車）を有する者
- ③出店期間において営業許可証の期限が有効である者
- ④食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑤保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取扱える者
- ⑥出店終了後に実績報告書等を提出することができる者
- ⑦以下の出店応募制限に当てはまらない者
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
 - ウ 国税、地方税を滞納している者
 - エ 破産者で復権を得ない者

- オ 暴力団員（田辺市暴力団排除条例（田辺市条例第 15 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者。暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- カ 海水浴場の円滑な運営に支障を来す又はそのおそれのある者

【募集枠】

1 日あたり最大 10 枠（先着順）

※出店区画は、事務局が決定しますのでご了承ください。

【出店料等】

登録料：5,000 円 ※田辺観光協会会員は免除

年度ごとのお申し込み時にお振込みいただきます。

出店料：1 日あたり 5,000 円

期間終了後に日数に応じてお振込みいただきます。

荒天や新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、出店を中止した場合は、出店料を日数ごとに還付しますが、登録料の還付は行いません。また、出店後に中止した場合の出店料の還付は行いません。

【申込方法】

1. 右記の Google フォームから申込み
2. 以下を提出（メールで送付可）
 - ①食品営業許可証（移動販売車）の写し
 - ②食品衛生責任者であることを証するものの写し
 - ③生産物賠償保険等の証明書の写し
 - ④車検証の写し
 - ⑤販売車写真画像（営業状態、ナンバープレート）
3. 申込み後、事務局より受付の連絡（出店者決定）



【申込期限】

令和 4 年 7 月 11 日（月） 17 時まで

【スケジュール】

申込期限 7 月 11 日（月）

出店者決定 7 月 13 日（水）

登録料振込 7 月 16 日（土）

出店日 7 月 17 日（日）、7 月 18 日（月・祝）、8 月 12 日（金）、8 月 21 日（日）

出店料振込 8月31日(水)


【注意事項】

- ・出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施してください。
- ・火気を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。
- ・BGMを流す場合は、近隣住民の迷惑にならないような音量としてください。
- ・出店エリア(キッチンカー内を含む)での、喫煙はご遠慮ください。
- ・キッチンカー出店エリアには、事務局において共用飲食スペース(テーブル・イス)を準備します。
- ・出店許可書、進入許可書等はすぐに提示できるようにしてください。
- ・出店に起因する事故(火災や食中毒など)や苦情(販売品や営業方法に関するものを含む)は出店者が全責任を負い誠意をもって対応してください。当協会は一切責任を負いません。
- ・出店者はその責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損傷額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- ・出店者の備品や販売品の盗難、破損及び紛失について当協会は一切責任を負いません。
- ・基本的な新型コロナウイルス等感染症対策を実施してください。
- ・提出いただいた書類及びそれに含まれる情報については、本イベント以外の目的には一切使用しません。
- ・本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、事務局と出店者の協議の上処理するものとします。

【広報・PR】

田辺観光協会 HP、SNS、扇ヶ浜海水浴場チラシ、ポスター、各種メディア など

【提出・お問い合わせ先】

田辺観光協会 

事務局：〒646-0033 田辺市新屋敷町1番地

田辺市役所観光振興課 担当：田中

電話：0739-26-9929(直通) FAX：0739-22-9903 ↑田辺観光協会 HP

メール：tanaka.d@city.tanabe.lg.jp



URL：<https://www.tanabe-kanko.jp/>